

平成17年5月25日

各位

UFJ信託銀行株式会社

野村證券との相続代理業務に関する代理店契約の締結について

UFJ信託銀行株式会社（社長 安田 新太郎）は、本日、野村證券株式会社（社長 古賀 信行）と、下記のとおり、相続業務に関する代理店契約を締結することで合意に至りましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的・狙い

野村證券の幅広いお客さまへ、UFJ信託銀行の相続関連業務のサービスを提供することで、相続に関わるお客さまの多様なニーズにお応えします。

2. 取り扱い業務

- (1) 遺言信託業務
- (2) 遺産整理業務

3. 取り扱い開始時期

平成17年6月（法定手続完了後）を予定

4. 取り扱い店舗

野村證券の本支店（全国64部店）

以上